

## 平成30年度「子供・若者育成支援強調月間」実施要綱

### ～支えよう 輝くひとの 夢みらい～

平成30年10月9日

内閣府特命担当大臣決定

#### 1 趣 旨

子供・若者は、親等の家族にとっても、社会にとっても、大きな可能性を秘めたかけがえのない存在であり、全ての子供・若者が、自己肯定感を育み、自己を確立し、社会との関わりを自覚し、自立した個人として健やかに成長するとともに、明るい未来を切り拓いていくことが期待されている。

政府において、平成28年2月に「子供・若者育成支援推進大綱」を策定し、その中で、子供・若者の育成支援を、家庭を中心として、行政、学校、企業、地域等、社会全体で取り組むべき課題と位置付け、全ての子供・若者が健やかに成長し、全ての若者が自立・活躍できる社会の実現を目指すこととしている。

しかしながら、子供・若者に関しては、依然、支援を必要とするニート、ひきこもり、不登校などの社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者の問題や、少年非行、いじめの問題、児童虐待、児童ポルノや児童買春をはじめ子供が被害者となる事件など社会全体で取り組まなければならない問題がある。これらの多様で複合的な問題の解決には、行政、子供・若者の育成支援に関わる諸団体等が専門の垣根を越えて連携協力するとともに、地域住民一人一人の取組・参加を促すことにより、子供・若者を孤立させず、地域全体で支えていく社会を築くことが重要である。

このため、本年11月を「子供・若者育成支援強調月間」（以下「月間」という。）と定め、同時期に行われる関連の広報・啓発活動とも連携しながら期間中に子供・若者育成支援のための諸事業、諸活動を集中的に実施することにより、国民の子供・若者育成支援に対する理解を深めるとともに、各種活動への積極的な参加を促し、国民運動の一層の充実と定着を図ることとする。

#### 2 期 間

平成30年11月1日（木）から30日（金）までの1か月間

#### 3 実施主体

内閣府、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、最高検察庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、最高裁判所、都道府県、市区町村、全国青少年育成県民会議連合会、青少年育成道府県民会議、青少年育成市町村民会議及び青少年関係諸団体

#### 4 取り組むべき課題

##### (1) 重点事項

本年度の重点事項として、相互に関係する次の5項目を設定する。行政、子供・若者の育成支援に関する諸団体においては、互いに連携と交流を深めつつ、更に地域の企業等を巻き込んで、地域の子供・若者の問題解決に積極的に取り組むことが期待される。

## ア 若者の社会的自立支援の促進

子供が健やかに成長し、次世代を担う若者が自立して、主体的に活躍していくことができるよう、以下の取組を推進する。

- ① 教育、福祉、保健・医療、就労、少年非行関係等の専門機関において、関係機関相互の連携により、支援を必要とするニート、ひきこもり、不登校などの社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者に対して個々の状況に応じた個別的・継続的な相談・支援を効果的に行うとともに、その特性を生かした就学・就労に結びつけることができるよう、地域における伴走型の子供・若者支援の体制作り等の取組を推進する。

同時に、「座間市における事件の再発防止策について」（平成29年12月19日座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議決定）や2022年に予定されている成年年齢の引下げも踏まえ、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、地域において、様々な相談に応じる子ども・若者総合相談センターの機能を担う体制の整備、様々な困難を有する子供・若者への支援に係る関係機関相互の連携の場である子ども・若者支援地域協議会の設置を進める。

- ② 子供・若者が、同世代や異世代との多様な人間関係を体験しながら、社会的自立に必要な主体性や協調性等を育むことができるよう、地域での多様な活動の機会を充実させるとともに情報提供に努め、子供・若者及び地域住民の参加の促進を図る。

また、企業においては、仕事を持つ親がその子供との関わりを深めることができるよう配慮するとともに、地域活動への参加を積極的に評価し、その促進に向けて配慮する。

- ③ キャリア教育・職業教育の推進に係る学校、企業、関係行政機関等の連携強化及び社会全体の共通理解の確立・促進を図る。
- ④ 子供・若者が国際社会の一員としての役割や責任を自覚し、広い視野と豊かな国際感覚を育むため、国際理解を深めるための学習機会の提供や異文化交流活動を推進する。

## イ 子供を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進

児童ポルノの製造、児童買春等の子供の性被害防止に係る対策、子供の安全確保の取組、有害環境への適切な対応、いじめの未然防止と早期対応、ストーカー事案への対策など、地域社会が一体となった取組を推進する。

### (7) 子供の性被害防止

- ① 「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、被害の予防・拡大防止、被害児童の保護・支援等の取組を推進する。
- ② 子供や保護者を始めとする社会全体に対して、同プランに基づき、「子供の性被害を絶対に許さない」という意識を高めるための広報啓発活動を積極的に実施する。

#### (イ) 子供の安全確保の取組

- ① 「登下校防犯プラン」（平成30年6月22日登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議決定）も踏まえ、学校、警察、自治体等の関係機関や子供・若者育成に係る各種団体等が連携し、地域が一体となって登下校時における総合的な防犯対策を強化するなど、子供の安全確保のための取組を推進する。
- ② 遊具、遊び場やスポーツ施設を始め、子供の周辺にある各種の機器について安全点検を行い、適切な保守に努めるとともに、管理責任者や関係業界等と連携して、けが等の未然防止に努める。
- ③ 交通安全教育、安全運転の励行、飲酒運転の根絶等、交通安全に関する諸活動とも連携して、子供の安全確保のための対策を推進する。

#### (ウ) 有害環境への適切な対応

- ① 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成20年法律第79号）（以下「青少年インターネット環境整備法」という。）及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第4次）」（平成30年7月27日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づき、子供と低年齢層の子供の保護者も対象に、子供のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進、機器・接続環境等を問わないフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進、国・地方公共団体・民間団体等の連携強化等の関連施策を着実に実施する。

また、本年2月に改正法が施行された青少年インターネット環境整備法を踏まえ、携帯電話販売事業者等に対して、青少年確認義務、説明義務、有効化措置義務等の徹底を周知する。

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等に起因する子供の犯罪被害が多発していることに鑑み、利用者、特に保護者に対してウェブサイトやアプリケーションを利用する上での危険性並びにフィルタリングの有効性及び設定方法についてその仕組みとともに周知徹底する。

- ② 図書やDVD等の販売店・レンタル店等の事業者に対して、有害図書・ソフトの区分陳列、店員が容易に監視できる場所への配置、子供へ販売、貸付けをしないこと等、各地方公共団体の青少年保護育成条例に基づく対策の徹底を指導するとともに、その状況の調査・点検を実施する。また、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等の事業者に対して、子供の深夜の立入制限の措置を要請する。

また、児童買春等の契機となり得るいわゆる出会い系喫茶や子供の性に着目した新たな営業形態の実態及び危険性について、子供や保護者に対し周知啓発を行うとともに、事業者に対して子供の立入制限等の規定について周知する。

さらには、酒類やたばこを入手できない環境の整備を図るため、小売店における身分証明書などによる年齢確認の徹底等、効果的な取組を促進する。

- ③ 学校における薬物乱用防止教育の充実を図るとともに、街頭キャンペーンやイベントの

開催など、あらゆる機会を通じて薬物乱用防止に関する広報啓発活動を一層積極的に推進する。特に若者による大麻の乱用が増加していることから、覚醒剤や危険ドラッグと同様にそれらの危険性や有害性等に関する正しい知識の普及を図る。

#### (イ) いじめの未然防止と早期対応

- ① 学校と教育委員会が日頃から児童生徒の状況を把握し、いじめの兆候を見逃すことなく、迅速かつ適切な対応を行う。また、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）の趣旨も踏まえ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のため、なお一層の取組を行うとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のための気運を醸成する。
- ② 学校及び各種相談機関において、いじめについて安心して相談できる環境を整備し、子供に向けて、大人にいつでも相談するよう呼び掛けるとともに、相談事案に応じて関係機関が連携した迅速な対応が取れる仕組みを整備する。
- ③ 保護者、PTAを始め、青少年団体、スポーツ団体や各種ボランティア団体等が連携し、仲間との連帯感や協調性、思いやりの心やフェアプレーの精神などを育むための体験活動等の充実を図る。

#### (オ) ストーカー事案への対策

ストーカー事案の被害者にも加害者にもならないよう、警察、教育機関等の関係機関が連携して、防犯教室等様々な機会を捉え、ストーカー行為等の被害の実態、具体的事例、予防・対応方法及び被害に遭った際の相談窓口等について積極的な広報啓発及び教育啓発を推進する。

### ウ 児童虐待の予防と対応

児童虐待については、相談対応件数が年々増加しており、重篤な事例も発生するなど、深刻な状況となっている。こうした現状に対処するため、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、緊急に実施する重点対策として、転居した場合の児童相談所間における引継ぎルールを見直し・徹底すること等としているほか、来年度から2022年度までを期間とする新たな体制強化プランを策定することとしている。さらに、相談窓口等の周知・啓発などの児童虐待防止のための総合対策を講じることとしている。

「児童虐待防止推進月間」では、国民一人一人が児童虐待問題への理解を一層深め、その未然防止や早期発見などの取組が社会全体で進められるよう児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）の周知を含め、広報啓発活動を実施する。

### エ 子供の貧困対策の推進

子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図るため、「子供の貧

困対策に関する大綱」（平成26年8月29日閣議決定）に掲げる各施策を、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携の下に推進する。

また、官公民連携プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」の下、積極的な情報発信・啓発活動等を行い、国民の幅広い理解と協力を得ることにより、引き続き同国民運動を展開する。

## オ 生活習慣の見直しと家庭への支援

食育の推進、生活時間の改善等により、子供の生活習慣の見直しに取り組むとともに、家庭への支援の充実に努める。

- ① 子供が生涯にわたって健康で豊かな人間性を育むため、「第3次食育推進基本計画」（平成28年3月18日食育推進会議決定）に基づき、子供やその保護者の食に対する関心と理解が深まるよう食育を推進する。また、食事のマナーや挨拶習慣など食や生活に関する基礎の習得ができ、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながるよう、家族や友人等と家庭や地域において一緒に食卓を囲む「共食」の推進に努める。
- ② スマートフォンを始めとするインターネット接続機器等との過剰な接触時間を見直し、家族との直接的コミュニケーション時間を増やすほか、「早寝早起き朝ごはん」国民運動やインターネット利用に関する親子間でのルール作りなど子供が家庭等で日々の生活習慣を見直す取組を推進する。
- ③ 保護者が家庭の重要性を認識し、家庭でのしつけの在り方や親の役割などについて知ることができるよう、情報の提供、広報啓発活動の充実に努める。
- ④ 親子の相談指導等を行う地域活動の振興を図るとともに、子育て支援ネットワーク作りを促進し、子育てサークルや学校、関係機関等も含めて地域社会が一体となって家庭の子育てを支援する活動を進める。

## (2) その他

### 児童の権利に関する条約に係る広報啓発活動の推進

子供・若者育成支援の取組が「児童の権利に関する条約」（平成6年条約第2号）に示されている児童の人権の尊重及び保護の促進の観点を踏まえ、適切に推進されるよう、同条約に係る広報啓発活動を推進し、正しい知識の普及を図る。

## 5 実施事項

内閣府は、月間中に子供・若者育成支援に対する意識が広く国民の間で醸成されるよう、関係機関に対し、次に掲げる活動等の積極的な展開を要請する。

なお、活動等の展開に当たっては、地域の子供・若者関係諸団体等のネットワークを活用し、子供・若者の参加と協力を得ることについて特に配慮しつつ、広く家庭、学校、地域住民、企業、民間団体及び関係機関が連携した取組が活発に展開されるよう十分な連絡調整に努める。

### (1) 広報啓発活動

- ① ポスター、リーフレット、啓発物品等の作成・配布
- ② 広報誌（紙）、インターネット・ホームページへの掲載
- ③ 懸垂幕、横断幕、電光掲示板等の掲出
- ④ 街頭キャンペーン活動の実施

## **(2) 各種行事等の開催**

- ① 大会、シンポジウム等の開催
- ② 研修会、講習会の開催
- ③ 青少年保護育成巡回活動、環境浄化活動等の実施
- ④ ボランティア活動、体験教室等子供・若者の社会参加活動の実施

## **(3) 顕彰等の実施**

- ① 社会貢献活動を行った子供・若者、子供・若者育成支援に貢献し顕著な功績のあった個人・団体等に対する表彰
- ② 絵画、標語等各種コンクール入賞者に対する表彰及び作品等の展示

## **6 関係機関における取組状況の把握及び公表**

内閣府は、関係機関における月間中の取組状況について調査し、その結果を取りまとめ、公表する。